

## 議場における飲料水の提供について

## 《 現状 》

議場は神聖で厳粛な場であることから、飲食は原則禁止。  
議員が発言を行う場所には、水差しと水入りグラスにより、飲料水を提供。

- 開会・閉会日 : 議長席
- 質 問 日 : 議長席、質問者待機席



## 《 今後 》

議長席及び質問者待機席には、水差し等による飲料水の提供は行わず、  
発言予定者に限りマイボトルによる飲料水の持込みを認める。

## 《運用の詳細》

- 持ち込むことができる者

	持ち込むことができる日	飲水できる場所
議長	全日	議長席
質問議員	質問日	質問者待機席
説明員	質問日	説明員席

- 持ち込むことができる物：マイボトル（中身は水に限る）  
※マイボトルは議会の品位を損なわれない物とし、ペットボトル、ストロー等、ワンウェイのプラスチック製品は不可

\* 委員会における飲料水の提供についても、本会議同様の取扱いとする。